

上越市観光資源魅力発信事業物品貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における観光資源の魅力発信を行う人及び団体に対し、市が所有するLED照明器具を公務に支障のない範囲において貸し付けることに関し、上越市物品管理規則（昭和47年上越市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(照明器具の種類)

第2条 貸し付けるLED照明器具（以下「貸付物品」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(貸付料等)

第3条 貸付物品の貸付料は、無料とする。ただし、照明器具の運搬、設置、管理等に要する経費については、借受人の負担とする。

(貸付申請等)

第4条 規則第24条第2項の規定により貸付物品の貸付けを受けようとする人及び団体は、上越市観光資源魅力発信事業物品貸付承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書、チラシその他照明器具を使用するイベント等の概要が分かる書類
- (2) 照明器具の配置図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸付物品の貸付けを承認するものとする。

- (1) 照明器具を使用するイベント等が法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 照明器具を使用するイベント等が特定の政治、思想又は宗教の活動に該当するとき。
- (3) 照明器具の正しい使用方法に従って使用されないおそれがあると認められるとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

3 市長は、貸付物品の貸付けの可否を決定したときは、上越市観光資源魅力発信事業物品承認
貸付 通知書（第2号様式）により通知するものとする。
却下

4 貸付物品の貸付けを承認する場合において、規則第27条第5号の規定に基づき定める貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付物品は、火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (2) 貸付物品を使用する際は、安全対策を講じること。
- (3) その他市長が付した条件に従って使用すること。

5 借受者は、第3項の規定により貸付承認の通知があったときは、貸付条件を記載した上越市観光資源魅力発信事業物品借受書（第3号様式）を提出しなければならない。

6 市長は、前項の借受書の提出があったときは、貸付物品を引き渡すものとする。ただし、引渡し時点において、貸付物品の故障等の理由により、第2項の規定による承認の内容どおりの引渡しができないときは、同項の規定による承認の内容を変更し、又は取り消すものとする。

（違反者に対する措置）

第5条 市長は、貸付物品の使用が前条第2項各号のいずれかに該当し、又は貸付条件に違反するときは、直ちに貸付物品の使用の中止命令、同条第6項の規定による承認の取消しその他必要な措置を行うものとする。

（損害賠償）

第6条 借受者は、故意又は過失により、貸付物品を遺失し、又は損傷したときは、借受者の責任と負担により、その損害を賠償しなければならない。

（市の責任）

第7条 照明器具の貸付期間中に起きた事故により借受者が被った損害又は借受者が第三者に与えた損害及び第4条第6項ただし書の規定により承認の内容を変更し、又は取り消したことに伴う損害については、市は一切その責めを負わない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から実施する。

別表（第2条関係）

備品	貸付数	附属品	製品名
LEDフルカラー投光器	19台	固定用スパイク 19本	パナソニック社製 「ダイナセルフアー」
電源ケーブル (防水、3ピンソケット)	10メートル20本 20メートル 9本	—	—

第1号様式（第4条関係）

上越市観光資源魅力発信事業物品貸付承認申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

（担 当 者 氏 名 ）

次のとおり上越市観光資源魅力発信事業物品の貸付を申請します。

貸付物品	LEDフルカラー投光器 台（附属品を含む。） 電源ケーブル メートル 本
貸付目的	
貸付期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
貸付希望日時	年 月 日（ ） 時
返却予定日時	年 月 日（ ） 時
使用場所	
添付書類	企画書、チラシその他照明器具を使用するイベント等の概要が分かる書類 照明器具の配置図 その他（ ）

第2号様式（第4条関係）

承認
上越市観光資源魅力発信事業物品貸付 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で申請のあった上越市観光資源魅力発信事業物品の貸付について、
とおりに承認
次の理由により却下したので通知します。

承認	貸付目的	
	貸付条件	
却下	理由	

第3号様式（第4条関係）

上越市観光資源魅力発信事業物品借受書

- 1 貸付物品 LED ケーブル投光器 台（附属品含む）
 電源ケーブル メートル 本

- 2 貸付期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

- 3 貸付条件

上記のとおり借用しましたので、借受書を提出します。また、使用に当たり、上越市観光資源魅力発信事業物品貸付要綱及び上越市物品管理規則の規定に従います。

年 月 日

住所（所在地）
団 体 名
氏名（代表者氏名）

（宛先）上 越 市 長